

## ○tsukurun KIRYUの設置及び管理に関する条例施行規則

(令和6年3月27日規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、tsukurun KIRYUの設置及び管理に関する条例(令和6年桐生市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 tsukurun KIRYU(以下「施設」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日
- (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(開館時間)

第3条 開館時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は条例第3条に規定する事業として催しを実施するときは、この限りでない。

(利用方法等)

第4条 施設の利用希望者は、事前に予約システムから予約をし、利用するものとする。

2 施設の利用時間は、1回につき最大3時間までとする。ただし、予約した利用時間が終了した時点で後続に予約がない場合には、利用時間を延長することができる。

(利用者の遵守事項)

第5条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の人の施設利用を妨げ、又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (2) 他の人に危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (4) 動物を携行しないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬は、この限りでない。
- (5) 無許可で寄附の募集又は物品の販売を行わないこと。
- (6) 機材の使用等について、係員の指示又は助言に従うこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	開館時間
月曜日から金曜日まで	午後3時から午後8時まで
土曜日、日曜日及び祝日	午前10時30分から午後5時30分まで